

第5章 ごみ処理の基本方針

1) 基本方針

本計画は、以下の基本方針に基づいて、一般廃棄物の適正な処理を推進します。

- ◆ 市民、事業者、市が一体となってごみを出さない社会への転換
市民、事業者がそれぞれ高い意識を持ち、ごみとなるものをつくらない、ごみを出さない社会を目指します。市は、必要な啓発、情報提供を継続的に行っていくとともに、市民や事業者が実施するごみの排出抑制、再生利用等をサポートしていきます。

- ◆ ごみの中から資源ごみを生み出し環境にやさしいまちづくり
市民、事業者はごみとして出す前に資源の分別を行い、市は、資源回収の継続、啓発を図るとともに、地域の集団回収の実績を把握し、ごみ処理のコストや処理方法に関する情報提供等に努め、循環型社会をつくります。

- ◆ ルールとマナーがつくる美しく快適なまちづくり
市は実際に有効に機能するしくみやルールを作成するとともに、市民や事業者への周知徹底に努め、市民や事業者は身近なごみ出しルールやマナーの遵守などに努めることにより、ごみ出しのマナー違反や不法投棄等の不適切な処理を防止し、循環型社会をつくとともに美しいまちづくりを目指していきます。

- ◆ 将来の環境を考えた環境負荷の少ない適正な処理
ごみ処理においては、環境負荷を考えた適正な処理を行うほか、エネルギーの利用にも積極的に取り組み、将来の環境保全につなげていきます。また、ごみ処理におけるコストを明らかにし効率的な処理に努めます。

2) 数値目標

(1) 減量化目標

家庭から排出される「収集ごみ」の一人一日当たりの排出原単位、事業者から排出される「直接搬入ごみ」の一日当たりの排出量について目標設定値の見直しを行い、平成17年度実績よりそれぞれ約20%の削減を図ります。

— 減量化目標 —

	平成17年度	平成22年度	平成33年度	減量化目標	
一人一日当り 収集ごみ量	653.7g/人・日	563.5g/人・日	524.3g/人・日	129.4g/人・日	20%
一日当り搬入 ごみ量	16.9t/日	15.9t/日	13.7t/日	3.2t/日	20%

(2) 再資源化目標

家庭から排出される資源ごみの回収量を組成分析を基に見直しを行い、一人一日当たりの資源回収量原単位を平成17年度実績より約12%増加させるとともに、将来再生利用量を約17%増加させることとし、約5%の再生利用効率向上を図ります。

— 再資源化目標 —

	平成17年度	平成22年度	平成33年度	再資源化目標	
一人一日当り 資源回収量	約155g/人・日	約131g/人・日	175g/人・日	20g/人・日	12%増
再生利用量	4,601t/年	3,809t/年	5,375t/年	774t/年	17%増
再生利用率	約16%	約15%	約21%	—	5%増

(3) 最終処分量削減目標

最終処分量の削減目標は、上記減量化目標と再資源化目標を達成することにより、平成17年度実績より約18%の削減を図ります。

— 最終処分量削減目標 —

	平成17年度	平成22年度	平成33年度	最終処分量削減目標	
最終処分量	3,820t/年	3,491t/年	3,123/年	697t/年	18%減

(4) 具体的な取り組み例とその効果

a. 収集ごみ

市民が取り組むべき具体的な取り組み例とその効果を、下記に示します。
 なお、それぞれの減量効果を100%とした場合の量を試算し、目標達成に必要な実施率を算出します。

平成22年度実績（563.5g/人・日）から今後10年間で達成するには、これらの取組みのうち19.2%の実施率で、減量目標が達成可能となります。

— 収集ごみの減量化量 — (単位：g/人・日)

取組み例		H22発生量	減量化目標 ①	減量効果 実施率 100%時 ②	実施率 (%) ①/②×100
可燃ごみ	ア. 食品ロス削減	481	39.2	41	19.2
	イ. 生ごみの水切り			10	
	ウ. 紙袋・包装紙を断る			54	
	エ. 衣類の長期利用			29	
	オ. 詰替え製品の利用促進			65	
その他	金属製品、小型家電製品等の長期利用	26		4.3	
粗大ごみ	家具、電化製品、自転車等の長期利用	7		1.2	
合計		514		204.5	

※実施率の数値は、各種統計21年度版を使用

【算定根拠】

①収集ごみ

ア. 食品ロスの削減による効果

食品ロス（食べ残し、直接破棄、賞味期限切れ等、可食部分にも関わらず調理の過程で骨や皮等の不可触部分に付随して除去されたもの）の削減は、ごみとなる前にごみとなるもの自体を減らす発生抑制につながります。生ごみの食品ロス量が統計調査（農林水産省世帯調査）のデータで得られています。（平成21年度調査食品ロス量：各年齢平均値41.0g/人・日）これら、食品ロス量から、食べ残し、余分に買わない、作らない等の発生抑制をすることで、最低現状維持として考えて41.0g/人・日の排出抑制が図られます。

イ. 生ごみの水切りによる効果

水切りネットの生ごみを絞ると約10%の減量ができるといわれています。可燃ごみにおける厨芥類の割合は約20%（H23：湿り）です。これを水切りにより10%の減量を目指すと、10g/人・日の排出抑制が図られます。

ウ. 紙製容器包装を断ることによる効果

紙製容器包装の消費量は、各種統計データから推算すれば下記に示すとおり54g/人・日となります。これらの紙製容器包装について、マイバッグ持参に努め、紙袋使用に削減を図ります。また、過剰包装の自粛や、簡易包装に努め、包装紙の適正化を図ります。

— 紙製容器包装の消費量 —

項目	単位	数値	備考
①人口	千人	128,057	国勢調査 (H22)
②包装用紙出荷量	千t	891	資料：日本製紙連合会 (H21)
③紙器用板紙出荷量	千t	1,622	資料：日本製紙連合会 (H121)
④紙製容器包装出荷量	千t	2,513	=②+③
⑤1人1日紙製容器包装消費量	g/人・日	54	=④×10 ⁶ ÷①÷365日

エ. 衣類の長期使用による効果

可燃ごみに混入する繊維類を、可燃ごみ量の6%とすれば、以下に示す試算より29g/人・日となります。これらの繊維類については、フリーマーケットやバザーの利用により、使わなくなった衣類の販売や、知人への譲渡、タオル等を雑巾にするなどのリフォームの取組みを推進します。

[算定根拠]

$$480 \text{ g/人・日 (H22 可燃ごみ量 (実績))} \times 6\% \div 3 \approx 29 \text{ g/人・日}$$

オ. 詰め替え製品の利用及びレジ袋を断ることによる効果

その他プラスチック製容器包装の消費量を、各種統計データから推算すれば、下記に示すとおり65g/人・日となります。これらのその他プラスチック製容器包装について、シャンプー等のプラスチックボトルは詰め替え製品を利用します。また、マイバッグ持参に努め、レジ袋使用の削減を行い、容器包装の適正化を図ります。

— プラスチック製容器包装の消費量 —

項目	単位	数値	備考
①人口	千人	128,057	国勢調査 (H22)
②プラスチック製容器包装出荷数量	千t	3,644	資料：日本包装技術協議会 (H21)
③ペットボトル生産量	千t	594	資料：PETボトルリサイクル推進協議会 (H21)
④その他プラスチック製容器包装出荷量	千t	3,050	=②-③
⑤1人1日その他プラスチック製容器包装出荷量	g/人・日	65	=④×10 ⁶ ÷①÷365日

②収集その他不燃物

金属製品、小型家電等を手入れや修理等により、長期利用します。

その他不燃物は、金属製品、小型家電等であり、これを手入れや修理等により、廃棄する期間を1.2倍延長した場合、0.8 (=1/1.2) ずつ廃棄することとなります。これにより4.3g/人・日 (=26g/人・日 [H22粗大ごみ発生量実績×0.2/1.2]) の排出抑制が図れます。

③収集粗大ごみ

家具類、電化製品、自転車等を手入れや修理等により、長期利用する。

粗大ごみ、家具、電化製品、自転車等であり、これを手入れや修理等により、廃棄す

る期間を1.2倍延長した場合、0.8 (=1/1.2) ずつ廃棄することとなります。これにより、1.2 g/人・日 (= 7 g/人・日 [H22 粗大ごみ発生量実績×0.2/1.2]) の発生抑制が図られます。

b. 直接搬入ごみ

適正な処理手数料の徴収や、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、一般廃棄物も減量に関する計画の作成を求めるなど、ごみの減量化に努め、3.2 t/日の排出抑制を図ります。これは事業所数2,800事業所 [H18: 事業所企業統計] とすると、1,142 g/事業所・日の排出抑制となります。組成分析の結果から、飲食店係では資源化可能紙類が約440 g/日、オフィス系では約800 g/日資源化可能紙類が排出されていると推測され、古紙等のリサイクルシステムを構築することにより大きな減量効果が見込まれます。

参考：減量化による温室効果ガス削減効果

上記減量目標を達成すると、本市から排出され焼却処理されるごみの量は、平成17年度においては22,847 t/年であったものが、目標年次(平成33年度)には17,987 t/年となり、現状から約21%削減となります。「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」(環境省 温室効果ガス排出量算定方法検討会 H18.8)による算定方法を基に本市の一般廃棄物焼却による温室効果ガス発生量を算定すると、平成17年度の約9,064 tであったものが平成33年度に約7,104 tとなりごみ減量に合わせ温室効果ガスも約22%削減されます。

市民一人当たりの温室効果ガス削減量を求めると約25 kg/人の削減であり、京都府全体の温室効果ガス排出量が4,701 kg/人であることから、ごみ減量目標達成により温室効果ガス削減量に0.53%寄与することとなります。

また、温室効果ガス削減量をCO₂に換算すると削減量は2,051 tとなる。杉の木1本あたり1年間のCO₂吸収量は約14 kgといわれており、これにより温室効果ガス削減効果は杉の木約146,000本によるCO₂吸収量に相当します。

温室効果ガス	平成17年度 (t)	平成33年度 (t)	削減量	
			(t)	H17 人口一人 当たり (kg)
二酸化炭素 (CO ₂)	9,063	7,103	1,960	25.04
メタン (CH ₄)	0.180	0.141	0.039	0.0005
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.311	1.021	0.290	0.0037
温室効果ガス 排出量	9,064	7,104	1,960	25.04
温室効果ガス 排出量 CO ₂ 換算	9,473	7,422	2,051	26.20

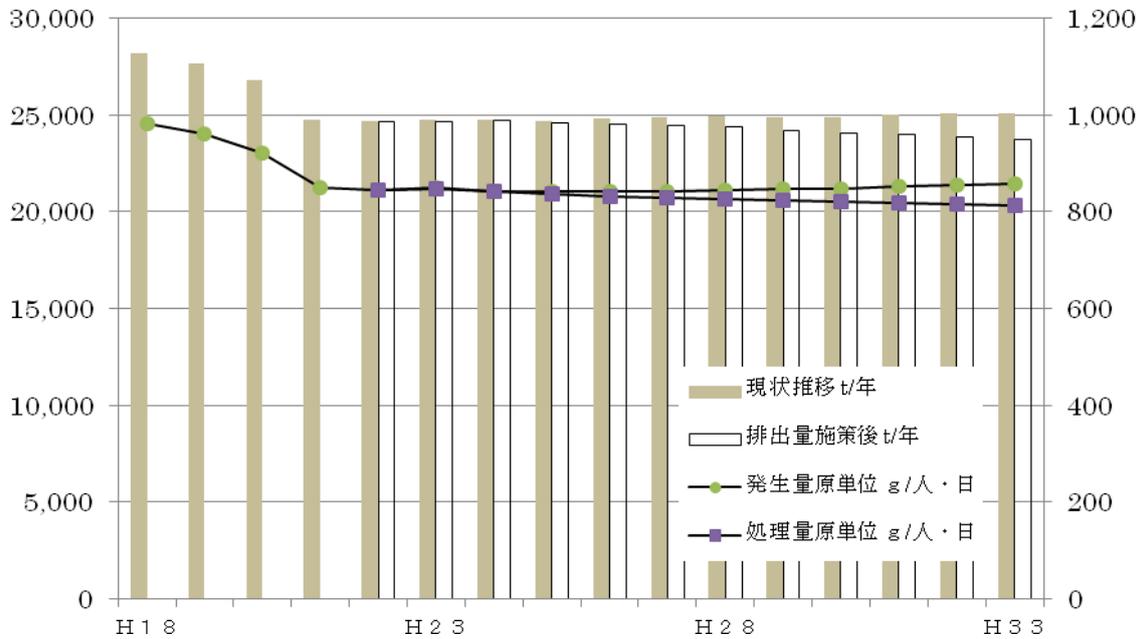
※「環境省 温室効果ガス排出量算定方法検討会」に基づき算定。

CH₄、N₂OのCO₂換算は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条により、CH₄×係数21、N₂O×係数310として算定

3) 排出量施策後の処理量の見込み

排出量施策後のごみ処理量の見込みは、下記に示すとおりです。平成33年度に812 g/人・日（年間23,726 t/年）となり、ごみ発生量の見込み（現状推移）に対し、45 g/人・日（年間1,324 t/年）の減量を図ることができます。

— 現状推移及び排出量施策後の見込み —



— 発生量の現状推移と排出量の施策後の見込み —

年度		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33	
人口		人	78,282	79,967	79,873	80,467	80,680	80,320	80,080
発生量の現状推移	収集ごみ	t/年	18,678	16,447	16,644	16,795	16,971	16,905	16,913
	直接ごみ	t/年	6,153	5,786	5,750	5,824	5,953	6,129	6,208
	集団回収	t/年	3,027	2,372	2,314	2,021	1,968	1,917	1,865
	拠点回収	t/年	48	59	56	58	61	63	64
	計	t/年	27,906	24,664	24,764	24,698	24,952	25,014	25,050
	原単位	g/人・日	977	845	849	841	847	853	857
排出量の施策後	収集ごみ	t/年	18,678	16,447	16,321	16,228	15,997	15,572	15,323
	直接ごみ	t/年	6,153	5,786	5,723	5,569	5,347	5,131	4,993
	集団回収	t/年	3,027	2,373	2,528	2,689	2,925	3,162	3,312
	拠点回収	t/年	48	59	92	93	96	98	98
	計	t/年	27,858	24,665	24,664	24,579	24,365	23,963	23,726
	原単位	g/人・日	977	845	846	837	827	817	812

(1) 資源化目標

現状でごみと排出されている資源の回収率を向上させることにより、ごみの減量を図ります。資源ごみ（拠点回収・集団回収含む）の将来再生利用量は、以下のとおりを設定します。

— 収集ごみにおける再生利用量の目標 — (単位：g/人・日)

	平成 22 年度	平成 33 年度		目標の考え方
	実 績	発生量 (現状推移)	目標 (処理量)	
カン類	6.96	3.34	7.00	カン類の消費量は年々減少しており、平成 22 年度には 21.0g/人・日となっています。組成分析の結果からも、混入率は低く現状推移とします。
ビン類	17.73	9.40	18.00	ビン類の生産量は年々減少しており、平成 22 年度には 28.6g/人・日となっています。将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしていることから、現状推移とします。
新聞	54.25	44.13	72.00	新聞に消費量は横ばいから減少傾向にあり、平成 22 年度には 93.8g/人・日となっています。組成分析結果から、資源化可能紙類が約 21%の割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
雑誌	18.61	11.08	24.00	雑誌の消費量は年々増加しており、平成 22 年度には 49.16g/人・日となっています。組成分析結果から、資源化可能紙類が約 21%の割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
ダンボール	8.35	8.55	12.00	ダンボールの生産量は年々増加しており、平成 22 年度には 169.08g/人・日となっています。組成分析結果から、資源化可能紙類が約 21%の割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
紙パック	0.78	1.16	1.16	将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしているが、回収拠点の増を図り、回収量の増加を目指します。
その他紙類	0.05	0.03	0.20	集団回収のみの実施であり、現状維持とします。組成分析結果から、資源化可能紙類が大きな割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
古繊維	0.00	2.71	3.76	平成 23 年度より資源ごみ回収に古繊維を追加し、再資源化を図っていきます
ペットボトル	4.66	7.48	7.17	飲料容器がカン類・ビン類からペットボトルへと移り変わっている状況であり、ペットボトルの生産量は年々増加しています。将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしていることから、現状推移とします。
その他プラスチック類	17.95	30.14	30.14	プラスチック製容器包装の出荷数量は年々増加しており、平成 22 年度には 84.7g/人・日となっています。将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしていることから、現状推移とします。

— 容器包装の生産量、消費量 —

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人 口	千人	127,619	127,627	127,757	127,770	127,771	127,692	127,510	128,057
ガラスビンの生産量	千 t	1,561	1,554	1,501	1,472	1,433	1,387	1,330	1,337
原単位	g/人・日	33.5	33.4	32.2	31.6	30.7	29.8	28.6	28.6
スチールカンの消費重量	千 t	911	908	868	832	834	772	699	684
アルミカンの消費重量	千 t	297	303	302	299	301	299	293	296
計	千 t	1,208	1,211	1,170	1,131	1,135	1,071	992	980
原単位	g/人・日	25.9	26.0	25.1	24.3	24.3	23.0	21.3	21.0
ペットボトルの生産量	千 t	437	514	533	543	573	571	564	595
原単位	g/人・日	9.4	11.0	11.4	11.6	12.3	12.3	12.1	12.7
プラスチック製品の出荷数量	千 t	3,797	4,004	3,951	3,998	4,105	3,835	3,665	3,645
原単位	g/人・日	81.5	86.0	84.7	85.7	88.0	82.3	78.7	78.0
新聞の消費量	千 t	4,481	4,682	4,634	4,768	5,077	4,948	4,464	4,386
雑誌の消費量	千 t	2,665	2,707	2,665	2,657	2,553	2,559	2,329	2,298
段ボールの消費量	千 t	8,277	8,349	8,400	8,452	8,595	8,479	7,341	7,903
計	千 t	15,423	15,738	15,699	15,877	16,225	15,986	14,134	14,587

※資料 人口：総務省統計局 ・ ガラスビン生産量：ガラスビンリサイクル促進協議会
 スチールカン：スチール缶リサイクル協会 ・ アルミカン：アルミ缶リサイクル協会
 ペットボトル：PET ボトルリサイクル推進協議会 ・ 古紙：(財)古紙再生センター
 プラスチック製品：(社)日本包装協会

— 容器包装収集量（平成21年度） —

	分別収集量 (t)	分別収集対 象	原単位 (g/人・日)
無色のガラス製容器	328,402	12,857	7.00
茶色のガラス製容器	283,575	12,851	6.05
その他の色のガラス製容器	188,797	12,578	4.11
紙製容器包装	88,856	4,899	4.97
ペットボトル	287,340	12,724	6.19
プラスチック製容器包装	688,436	10,356	18.21
白色トレイ	3,368	4,299	0.21
スチールカン	245,149	12,560	5.35
アルミカン	132,900	12,555	2.90
段ボール	597,751	11,685	14.02

※資料 「平成22年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」

4) 将来の分別区分

(1) 分別区分

収集ごみの分別区分は、今後の社会情勢の変化等により、必要が生じた場合には、処理体制との整合性を図りながら、本市にあった分別区分の変更も検討していきます。

— 将来の分別区分 —

区 分		品 目
収集 ごみ (分 別)	家庭ごみ(可燃)	生ごみ、燃えるごみ
	空きカン	アルミカン
		スチールカン
	スプレーカン・カセットボンベ	
	空きビン	無色
		茶色
		他の色
	ペットボトル	
	その他不燃物	金属類、陶磁器類、ガラス類
	その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ポリ袋、ラップ類、容器包装用発泡スチロー
	廃蛍光灯	
	廃筒型乾電池	
	粗大(大型)ごみ	再利用できない家具類・電化製品(家電5品目を除く)
側溝清掃汚泥(ドロ回収)		
収集できないごみ	処理困難物(タイヤ、バッテリー、消火器、農機具、ピアノなど、薬品類(劇薬、毒物等)、植木の刈り込み等、新聞・雑誌・ダンボール、事業系一般廃棄物、オートバイ)	
メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣服乾燥機・パソコン	

(2) 排出方法

排出方法については、現在、可燃ごみは袋での排出としていますが、分別の徹底、ごみの減量化、資源化を推進するため、袋の指定など排出方法の変更についても検討していきます。

5) 適正処理に係る基本事項

(1) 収集運搬計画

収集運搬は、以下のとおり実施するものとします。

a. 収集運搬の主体

収集対象地域は計画収集区域全体であり、家庭から排出されるごみを対象とし、市が収集します。事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

b. 収集運搬方法

① 収集運搬体制

収集運搬体制は、現状で適正に実施されており、当面は原則現状通りとします。社会情勢、収集効率、コスト等を考慮し、必要が生じた場合には改善も検討していきます。

②収集頻度

収集頻度は、下記に示すように、当面は原則現状どおりとします。ただし、資源ごみの区分の拡大、家庭内での貯留可能容量等を考慮しながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

— 収 集 頻 度 —

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ			粗大ごみ	側溝清掃汚泥
週2回	祝日も収集	月2回	資源ごみ・有害ごみ (その他プラスチック類を除く)	祝祭日は収集しない	随時	毎週月曜日 (祝日は除く)
		月4回	その他プラスチック類			

③収集方式

収集方式については、下記の表のとおりとします。ステーションの設置個所は、基本的に現状どおりとしますが、設置に際しては、地域住民の意見を取り入れて決定しているものであるため、要望に応じて検討していくものとします。

収集ステーションについては区域外の住民等によるごみ出しや資源の抜き取りなどのマナー違反の問題に対して、定期巡回や看板等の設置による呼びかけにより改善に努めていきます。

—将来の収集方式—

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥	
ステーション方式	委託	ステーション方式	直営 委託	個別有料 予約収集	直営 委託	個別収集	直営
一時多量ごみ	直営						

④収集容器

カン類、ビン類についてはコンテナでの回収を実施しており、これを継続するものとします。

⑤収集車両

現状の車両収集が最も適していると考えられることから、今後も車両収集を継続するものとします。

⑥その他の収集運搬

・事業系ごみの収集運搬

事業者自ら組合へ搬入するか、許可業者によるものとします。なお、組合との協力体制の中で、処理不適物混入の防止を図るものとします。

c.収集運搬量

収集運搬量は以下のとおりです

— 収集運搬量 —

(単位：t/年)

年度	H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
可燃ごみ	16,215	14,037	13,705	13,592	13,272	12,824	12,570
ペットボトル	118	136	162	191	171	199	226
その他プラスチック	486	524	668	670	807	872	879
その他不燃物	771	752	712	686	635	548	503
カン類	197	203	204	206	209	212	215
ビン類	577	518	525	541	564	586	602
有害ごみ	34	29	33	33	33	33	33
粗大ごみ	221	193	262	262	262	258	255
側溝清掃汚泥	58	55	50	47	44	41	40
計	18,677	16,447	16,321	16,228	15,997	15,573	15,323

d.一般廃棄物許可業者

本市の一般廃棄物収集運搬許可業者は5社ですが、市内の事業所数、廃棄物処理量等を鑑み、当面現状維持とする。なお、許可業者に廃業があった場合、その収集運搬量等を考慮しながら検討を行う。

(2) 中間処理計画

中間処理は、乙訓環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画を踏まえ実施するものとします。

a.中間処理対象ごみ及び処理方法

①ごみ種別処理方法

中間処理は、分別収集で分別した資源や、不燃物中の金属等をそれぞれ再資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収を実施しながら進めるものとします。

中間処理を行うごみ区分及び処理方法は、以下に示すとおりです。なお、現体制で処理できない一般廃棄物については、民間施設の活用等府内全体で連携体制の整備を検討しながら取り組んでいくものとします。

また、公共資源ごみ（市施設等）は、事業所における分別収集のモデルケースとして乙訓環境衛生組合と調整を図りながら、取り組みます。

— ごみ分別区分及び処理方法 —

ごみ区分	処理施設	処理方法
可燃ごみ 選別後可燃物	ごみ処理施設	焼却処理
その他不燃物 粗大ごみ	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理施設)	破碎処理後、可燃物、不燃物、資源物に分類する
カン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	スチールとアルミに分別する
ビン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	無色・茶色・緑色・その他に分別する
ペットボトル	プラプラザ (ペットボトル減容設備)	圧縮・梱包
その他プラスチック類	プラプラザ (その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備)	圧縮・梱包
有害ごみ	勝竜寺埋立地隣接地	一時保管し、委託処理

②運転管理体制

運転管理は、現状どおり、組合が主体となり行うものとします。

③中間処理の基本方針

現在の処理状況から、ごみ処理施設の処理能力には余裕はなく、リサイクルプラザの資源ごみ処理設備では、能力的な余裕がある状態です。ペットボトル処理施設は、既存の施設を廃止し、平成23年4月にプラプラザに新設供用開始し、処理能力の向上に努めています。今後ごみの中の資源回収拡大を推進し、ごみ処理施設の負荷軽減を図るものとします。

○ごみ処理施設

現有的ごみ処理施設は、1・2号炉が稼働後16年を経過し、「ごみ処理施設長寿命化計画」に基づき、平成22年度から平成23年度にかけ「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、焼却炉の延命対策を行いました。平成26年度以降に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を実施する予定としています。

今後は、ストックマネジメントを推進しながら、施設更新によって新たに設備を整備する場合は、生ごみのバイオマス化等新たな処理方式についても検討していきます。

○リサイクルプラザ（粗大ごみ・資源ごみ処理設備）

リサイクルプラザは、比較的新しい施設ですが、施設全体については本計画（平成25年度以降）に、耐用年数を迎えるため、ストックマネジメントを推進しながら、施設更新によって新たに設備を整備する場合は、組合及び関係市町と調整を図りながら、法制度の改変にも配慮することとします。

○プラプラザ（その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備・ペットボトル減容設備）

プラプラザ（その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備）は、平成13年度供用開始で比較的新しい施設ですが、本計画末期には、施設の状況を判断

しつつ、ストックマネジメントを推進していきます。

※【ストックマネジメント】

既存の建物を有効に活用し、長寿命化を図り、廃棄物処理施設の生涯費用の低減を図るための管理手法

b.中間処理

施設毎の処理量は以下のとおりです。

— ごみ処理施設の処理量 —

(単位：t/年)

年度		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
焼却 処理 量	可燃ごみ	21,984	19,405	18,987	18,760	18,219	17,554	17,162
	選別後可燃物	862	1,117	881	848	838	826	826
	計	22,846	20,522	19,868	19,608	19,057	18,380	17,988
焼却残渣量		3,404	3,200	3,079	3,039	2,953	2,849	2,788

— リサイクルプラザの処理量 —

年度		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33	
総 中 間 処 理 量	粗大ごみ	562	589	652	612	612	608	605	
	その他不燃物	805	766	751	725	674	587	542	
	カン類	202	204	209	211	214	217	220	
	ビン類	579	519	528	544	567	589	605	
	ペットボトル	119	138	164	193	173	201	228	
	計	2,267	2,216	2,304	2,285	2,240	2,202	2,200	
再 生 原 材 料 等	スチール缶	111	90	118	120	121	123	125	
	アルミ缶	89	76	76	77	78	78	80	
	カ レ ッ ト	白色	269	237	239	246	256	267	274
		茶色	134	121	120	123	128	133	137
		緑色	33	33	37	38	40	41	42
		混合	58	59	64	66	69	72	73
	計	494	450	460	473	493	513	526	
	ペットボトル	113	128	151	178	159	185	210	
	破碎鉄	299	192	307	293	282	262	251	
	破碎アルミ	9	9	11	10	9	9	8	
	選別後可燃物	787	1,024	778	745	715	693	692	
	選別後不燃物	349	235	391	377	370	326	295	
	処理困難物	16	13	12	12	13	13	13	
計	2,267	2,217	2,304	2,285	2,240	2,202	2,200		

— プラプラザの処理量 —

年度		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
処理量	その他プラスチック類	486	524	670	670	807	872	879
材 再 生 等 原	その他プラスチック類	411	434	567	567	684	739	745
	選別後可燃物	75	92	103	103	123	133	134

(3) 最終処分計画

a.最終処分の対象ごみ

最終処分の対象は、中間処理等を経て、最終的に残ったごみであり、資源化等による再生利用が困難なものとしします。具体的には、焼却残渣及び側溝清掃汚泥とします。

b.処分方法

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを長期間かけ、無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分は廃棄物の最終的な受け皿を担う重要な処理方法であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により、住民の信頼と理解を高められるよう関係機関で協議していきます。

①管理・運営体制

現状どおり、組合が主体となって行うものとします。

②将来の最終処分の基本方針

現在、組合が所有する「勝竜寺埋立地」は、逼迫した状況にあり、延命化を図るため、平成3年度からフェニックス計画に参画しています。今後もフェニックス計画への参画を継続するとともに、最終処分量の削減に努めます。また、広域での最終処分場整備も含め、用地の確保も検討していきます。

c.最終処分量

最終処分量は、以下のとおりです。

— 最終処分量 —

(単位：t/年)

年度	H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
ごみ焼却残渣	3,404	3,200	3,080	3,039	2,954	2,849	2,788
側溝清掃汚泥	58	55	50	47	44	41	40
選別後不燃物	349	235	391	377	370	326	295
し尿焼却残渣	9	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	3,820	3,490	3,521	3,463	3,368	3,216	3,123
勝竜寺埋立地	2,584	290	442	424	392	1,626	1,533
大阪湾フェニックス	1,236	3,200	3,079	3,039	2,976	1,590	1,590

d.跡地利用計画

最終処分場の跡地利用は、地域の環境・緑地の保全に留意しつつ、運動公園、緑地公園、花畑、ビオトープ、多目的広場など、花と緑のあふれる市民の憩いの場として利用できる地域と融和した跡地利用を検討します。

6) 中間処理施設の整備に関する事項

(1) 短期整備事項

a. プラプラザ（ペットボトル処理施設）

既存のペットボトル処理設備は、処理能力を超える搬入が行われていたため、施設の増設が検討されていたが、プラプラザ敷地内に新たにペットボトル処理設備が新設され平成23年4月から供用開始されています。

(2) 中期整備事項

ごみ処理施設の1・2号炉は平成23年度で稼働後16年、リサイクルプラザが平成25年度で稼働15年を迎えます。一般的に施設の耐用年数は15年から20年といわれており、現状では処理能力に問題はありますが、老朽化の進捗によっては改良・更新を検討します。

a. ごみ処理施設（1・2・3号炉）

現有的ごみ処理施設は、1・2号炉が稼働後16年を経過し、「ごみ処理施設長寿命化計画」に基づき、平成22年度から平成23年度にかけ「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、焼却炉の延命対策を行いました。平成24年度から「ごみ処理施設長寿命化計画」を策定し、診断結果に基づき平成26年度以降に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を施工する予定としています。

b. リサイクルプラザ

老朽化の進捗にもよりますが、施設全体の改良・更新を検討する時期を迎えると考えられます。次期整備については、その時点の法制度を踏まえ資源回収品目を組合及び関係市町村で調整しつつ検討を図るものとします。

(3) 長期整備事項

a. プラプラザ（その他プラスチック処理施設）

プラプラザは処理能力に関しても問題はなく今後の資源回収拡大にも十分対応が可能ですが、計画中には稼働15年を経過し、老朽化が進むことが考えられます。

その他プラスチック類の再資源化に関しても法制度等の影響を受けた状況の変化が考えられるため、必要に応じて組合及び関係市町間で調整しつつ、改良・更新を図るものとします。

7) 最終処分場

大阪湾フェニックスの次期計画が未定であり、勝竜寺埋立地が現在の見込みでは今後20年しか持たない逼迫した状況であるので、組合及び関係市町で早急に検討を図る必要があります。